

ご利用者ご家族様各位

社会福祉法人 陽光会
特別養護老人ホーム フェニックス
施設長 立石 哲也

新型インフルエンザ流行に関してのお願い

いつも陽光会フェニックスをご利用頂きありがとうございます。皆様も報道・新聞などでもお目にされるかと思いますが、当施設でも新型インフルエンザの流行には非常に警戒しております。

新型インフルエンザの対策対応と致しまして当施設では以下のように実施していきます。

ご利用者の皆様の安全と安心の生活を支援していく為にもあらかじめご理解とご了解の程を宜しくお願い致します。



新型インフルエンザ対策案内

ご自宅での対応

フェニックスのサービス利用日の朝に体温を測って下さい。

発熱・風邪の症状があるかたは、ショートステイサービス・ホームヘルプサービス・デイサービスなどのご利用はできません。

入所中・ヘルパー中の対応

2 ページ【ご利用者の皆様の安全と安心の生活を支援していく為に】をご覧ください。

発生時の職員の対策マニュアル

3 ページ【職員におけるインフルエンザ発生時のマニュアル】をご覧ください。

ご利用者の皆様の安全と安心の生活を支援していく為に

インフルエンザと診断された利用者様、あるいは疑いのある方については、集団感染防止と基礎疾患をもたれている方への重症化防止のため、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイサービスなど各種サービスのご利用はお断りさせていただきます。(同居の家族の方にインフルエンザ感染者が居られる場合も同様です。)

来所時、検温が 37.5 度以上の利用者様についても、二次感染防止の為、ご利用はお断りさせていただきます。その折は、ご家族の方へ連絡し、基本的にご家族の方へお迎えをお願い致します。

また、ヘルパー訪問時、検温が 37.5 度以上の利用者様についても、二次感染防止の為、ホームヘルプサービスのご利用はお断りさせていただきます。感染防止の為マスクを着用し速やかに医療機関へ受診されるよう、重ねてお願い申し上げます。

予防としては、人混みへの外出は避ける・マスクを着用する・頻繁な手洗い・うがい・栄養摂取・十分な睡眠をとる・水分補給等があります。

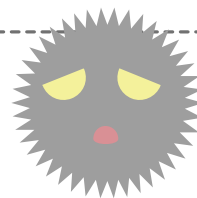
また、急な発熱 (38.0 から 40.0 度)、悪寒、頭痛、筋肉痛、関節痛、下痢 インフルエンザ等の症状についての相談は、下記の保健所 (発熱相談センター) で受付を行っています。

施設名	電話番号	受付時間
備前保健所 (玉野市管轄)	086-272-3934	8:30 ~ 17:15
コールセンター (夜間対応)	086-226-8092	17:15 ~ 翌朝 8:30 及び休日



職員におけるインフルエンザ発生時のマニュアル

- 1 利用者様を訪問時、また来所時には必ず手洗い、うがいの声かけを行い予防に努める。
- 2 日常から利用者様の健康状態を観察・把握し異変があれば観察と検温を行い担当介護支援専門員に連絡する。（職員は就業前に検温すること。37.5度以上あれば就業禁止）利用者様の食事・水分摂取量に注意する。
- 3 発生した利用者様にはマスクを着用して頂き（職員は媒介者となる可能性が高いので就業期間中は必ずマスク着用のこと）各種医療機関の指示に従って頂きます。
- 4 全職員は出勤時・退勤時に手洗い・うがいを行い、ウイルスを持ち込まない持ち出さないこと。
- 5 発症が確認された場合は統括本部長へすみやかに報告し、重篤化を防ぐ為適切な指示を受ける。
- 6 利用者様家族等関係者への連絡を行い、発生状況を説明し、健康調査や二次感染防止について協力依頼を行う。
- 7 発生状況を関係各職員に周知し、対応の徹底を図る。
- 8 発症が確認された場合には実習生の受け入れは行わない。





新型インフルエンザ対策規程 特別養護老人ホーム フェニックス

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光会フェニックス（以下、「フェニックス」という。）における新型インフルエンザ発生時の対策について定めたものである。

(対象者)

第2条 この規程は、正職員のみならずパート従業員・アルバイト・嘱託従業員も含めて全ての従業員に適用する。

(定義)

第3条 この規程における新型インフルエンザとは、鳥インフルエンザウイルス・豚インフルエンザウイルス等が遺伝子の突然変異によって人から人へ伝染し、そのウイルスによって起こる疾病のことをいう。

(WHO フェーズの準用)

第4条 新型インフルエンザの発生状況や警報フェーズは、WHO(世界保健機関)の定めによる警報フェーズ（別表1）を準用して適用する。

(組織体制)

第5条 フェニックスは、WHO（世界保健機関）が定めるフェーズ3が発令された時点で新型インフルエンザ対策委員会（感染症予防委員会）が対応する。

2. 前項における新型インフルエンザ対策委員会は、施設長を代表とし、統括本部長、統括課長が、それを補佐する。
3. 全ての従業員は、施設長、統括本部長及び統括課長の命令に従わなければならない。

(出張の抑制)

第6条 従業員は、WHO（世界保健機関）が定めるフェーズ4が発令された場合には、出張を行ってはならない。

2. 前項において、やむを得ず出張しなければならない場合は、事前に施設長及び統括本部長の許可を得なければならない。

(勤怠)

第7条 従業員は、新型インフルエンザに罹患した場合には、就業してはならない。

2. 新型インフルエンザに罹患した場合、フェニックスはその日数にかかわらず医師の証明書、又は、診断書を求めることがある。従業員は、これを拒否してはならない。
3. フェニックスは、従業員が新型インフルエンザに罹患した可能性があると判断したときには、保健所を通じて医療機関への受診を促すことができる。従業員は、これを拒否してはならない。
4. 第1項の場合は、欠勤として管理する。

(家族の感染)

第8条 従業員は、同居する家族が新型インフルエンザに感染した場合は、所属長へ報告しなければならない。

(有給の振替)

第9条 第7条 第1項により、欠勤となった者は本人からの請求により事後、有給休暇に振り替えることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めがない事項は、その都度、施設長及び統括本部長にて決定する。

別表1. WHO 警報フェーズ

フェーズ	WHOによる定義
1	人に感染する動物のインフルエンザ未確認。
2	動物のインフルエンザの人への感染確認。
3	動物間や人と動物で交じり合ったウイルスが少人数に感染。 「人から人」は未確認。
4	集団レベルの流行を引き起こすウイルスの人から人への感染を確認。
5	世界6地域のうち、1地域の複数国で継続して流行。
6 (パンデミック世界流行)	6地域のうち2地域以上で流行が続く。